

平成30年第1回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

---

議事日程

平成30年4月13日（金曜日）午前9時05分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸報告  
日程第4 第28号議案 幸田町税条例等の一部改正について  
第29号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について  
日程第5 蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の補欠選挙
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（15名）

- |           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 足立初雄君  | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君   |
| 4番 鈴木重一君  | 5番 水野千代子君 | 7番 鈴木雅史君   |
| 8番 中根久治君  | 9番 浅井武光君  | 10番 大嶽弘君   |
| 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 | 13番 丸山千代子君 |
| 14番 伊藤宗次君 | 15番 酒向弘康君 | 16番 杉浦あきら君 |

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長職務代理人副町長 成瀬 敦君 総務部長 山本富雄君  
税務課長 大須賀龍二君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

---

○議長（杉浦あきら君） 議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年第1回幸田町議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、幸田町税条例等の一部改正についてを初めとする重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため、十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いしまして、開会の挨拶といたします。

ここで皆様をお願い申し上げます。

4月4日に急逝されました大須賀町長に哀悼の意をあらわし、議場において1分間の黙禱をささげますので、御協力をお願いいたします。

皆様、御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○議長(杉浦あきら君) 黙禱。

(黙禱)

○議長(杉浦あきら君) 黙禱を終わります。

御協力ありがとうございました。

御着席ください。

臨時議会招集に当たり、町長職務代理者の挨拶を行います。

副町長。

[町長職務代理者副町長 成瀬敦君 登壇]

○町長職務代理者副町長(成瀬 敦君) 皆さん、おはようございます。

まず初めに4月4日、大須賀町長の突然の逝去に伴い、急遽4月5日付で町長の職務代理者を私、副町長の成瀬敦が務めることになりました。4月6日の通夜、翌7日の葬儀にはたくさんの議員の皆様にご参列いただきましたことを改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

本日ここに、平成30年第1回幸田町議会臨時会をお願いしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、早朝より御出席をいただき、まことにありがとうございます。平素より町政各般に当たりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても御指導、御高配を承っておりますこと、あわせて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今回、臨時会に提案をさせていただきます議案は、幸田町税条例等の一部改正についてを初めとする単項議案の2件でございます。議案の詳細につきましては、後ほど提案の理由と、その概要につきまして説明をさせていただきますが、全議案とも慎重に御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、臨時会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

[町長職務代理者副町長 成瀬敦君 降壇]

○議長(杉浦あきら君) ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、平成30年第1回幸田町議会臨時会は成立しました。

よって、これより開会をします。

開会 午前 9時04分

○議長(杉浦あきら君) 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時05分

○議長(杉浦あきら君) 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願いま

す。

---

#### 日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を9番 浅井武光君、10番 大嶽弘君の御両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今回の臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

---

#### 日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、諸報告を行います。

去る3月29日、6番 志賀恒男君から、一身上の都合により議員の辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により、3月29日付で許可しましたので、報告いたします。

以上をもって、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4

○議長（杉浦あきら君） 日程第4、第28号議案及び第29号議案の2件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔町長職務代理者副町長 成瀬敦君 登壇〕

○町長職務代理者副町長（成瀬 敦君） それでは、第28号議案から第29号議案までの2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

第28号議案、幸田町税条例等の一部改正についてでございます。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、個人町民税の関係につきましては、給与所得控除及び公的年金等控除の10万円引き下げと基礎控除の同額引き上げに伴い、第26条第1項の改正におきまして、障害者、未成年者、寡婦、婦人の婦であります。及び寡夫、夫に対する町民税の非課税に係る所得要件を125万円から135万円に引き上げるものであ

ります。第26条第2項の改正におきまして、均等割非課税限度額を10万円引き上げ、附則第5条第1項の改正におきまして、所得割非課税限度額を10万円引き上げるものであります。第32条の2の改正におきまして、基礎控除について、合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除適用なしとする所得制限を設けるものでございます。施行期日につきましては、平成33年1月1日であります。

次に、固定資産税の関係につきましては、附則第10条の2第16項におきまして、生産性革命の実現に向けた地域における中小企業の設備投資を促進するため、町が作成する計画に基づき行われる一定の設備投資について、生産性向上特別措置法施行日から平成33年3月31日までの時限的な特例措置として、設置した翌年から3年度分の償却資産に係る固定資産税をゼロとする特例を創設するものであります。

施行期日につきましては、生産性向上特別措置法の日からであります。

附則第10条の2第1項から第13項におきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、平成30年度から平成31年度の2年間延長するとともに、特例率等を見直すものでございます。

附則第10条の3第12項におきましては、改修実演芸術公演施設に係る固定資産税の減額のための申告手続を町の条例で定めるものでございます。

また、附則第11条から第13条まで及び附則第15条におきましては、土地に係る負担調整措置等の特例について、平成30年度から平成32年度までの3年間、特例を適用する期間を延長するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

次に、たばこ税の関係につきましては、国と地方の配分比率1:1を維持した上で、平成30年10月1日から、国と地方あわせて1本当たり1円ずつ3段階で3円の引き上げに伴い、第87条の改正におきまして、町たばこ税としての税率を、現行1,000本当たり5,262円を3段階で1,000本当たり6,552円に引き上げるものでございます。また、第84条、第85条の2及び第86条の改正におきまして、加熱式たばこの本数の換算方法を、重量による算定方法から重量と価格による算定方法に、平成30年10月1日から5年かけて段階的に移行するものでございます。

税率の3段階の引き上げについての施行期日につきましては、平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日でございます。

また、加熱式たばこの本数の換算方法について、5年かけて段階的に移行する施行期日につきましては、平成30年10月1日、平成31年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日、平成34年10月1日でございます。

その他、地方税法の改正などにおきまして、字句及び引用している条項を整理するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からであります。

議案関係資料につきましては、1ページから53ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書17ページをお開きください。

第29号議案、幸田町都市計画税条例の一部改正についてでございます。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、附則第2項におきまして、改修実演芸術公演施設に係る都市計画税の減額のための申告手続を町の条例で定めるものであります。

また、附則第3項から第8項及び附則第14項におきましては、土地に係る負担調整措置等の特例について、税条例と同様に平成30年度から平成32年度まで、3年間延長するものでございます。

その他、地方税法の改正などにおきまして、字句及び引用している条項を整理するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

議案関係資料につきましては、54ページから60ページでありますので、御参照いただきたいと思います。

以上、提案の理由を説明させていただきました。慎重に御審議の上、全議案御可決を賜りますようお願い申し上げます。

〔町長職務代理者副町長 成瀬敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第28号議案、幸田町税条例等の一部改正についての質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） ちょっと議案の内容について、わかりにくい点があったので若干お尋ねしたいのですが、まず、この適用年度ですが、何年の給与所得、それから年金控除、この対象が何年の所得から対象になるのですか。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 適用年度につきましては、平成33年度の住民税から適用になります。

○議長（杉浦あきら君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 33年度適用ということは、32年度の所得ということによろしいのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） おっしゃるとおり、平成32年中の所得に対して、平成33年度課税しますので、平成32年中の1年間の所得から適用ということになります。

○議長（杉浦あきら君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） この説明文書の28号議案の1ページですが、控除の関係の公的年金等控除と書いてありますが、この等というのは何でしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 公的年金等控除とありますが、公的年金にはいろいろな種類がございまして、今、ここでちょっと詳しくは頭の中には入ってはいませんが、それぞれの法に基づいて年金が支給されてまして、それが5つ、もしくは4つの種類に分かれていまして、それぞれの種類においてのいわゆる年金の、公的な年金の収入ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） はい、わかりました。

この所得税法は別としまして、住民税の関係で改正するのは、このアとイとウと、括弧のアとイとウということによろしいでしょうか。そうしますと公的年金と、それから給与所得控除がそれぞれ10万円ずつ引き下げるということは、所得額が、課税所得がふえるよということですね。所得税においては基礎控除を10万円引き上げるということで、給与所得だけの人については差し引き、続いて一般の人は変わらない。給与と年金がある人は10万10万減って、20万減って10万はふえるということですね、差し引き10万の課税額がふえるということですね、所得税においては。

住民税においても給与所得と年金所得の所得額が住民税に反映される。その場合に、住民税の基礎控除というものは全くいじらないということによろしいのですか。そうしますと、住民税の課税額が、課税対象がふえるという、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 住民税におきましても、給与をもらっている方、年金をもらっている方については所得が10万円上がります。それと同時に基礎控除についても33万円だったものが43万円と10万円上がりますので、住民税におきましても所得が上がると同時に基礎控除も10万円上がるものですから税額には影響がないということと、年金と給与と2つもらって見える方については、所得のほうが10万10万ということで20万上がってしまいますが、それは調整がかかって、10万円の合計所得のプラスだよということになりますので、それで税額のほうは影響はしておりません。そのほうは、ここには、条例上は書いてございませんが、地方税法のほうで改正がされております。

○議長（杉浦あきら君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 基礎控除が今回の改正に入ってなかったもので、どういうわけだろうということでお尋ねしたということですが、そうすると、差し引き、要はトータルすると、事業所得、例えば、営業をしている人、農業所得、そういう事業者に対しては、基礎控除が上がるけど、ほかは上がらないよということで、給与と年金以外の人は課税額が減るといふ、そういう判断でよろしいでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） おっしゃるとおり、年金と給与の方については行ってこいという形で増減ありませんが、農業所得のみの方、不動産所得のみの方、営業所得のみの方については基礎控除のみ上がりますので減税という形になります。

○議長（杉浦あきら君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） そうしますと、トータル給与年金のとか、そういう所得が多い人については課税負担がふえるよと。それから、こういう障害者とかそういう方については減額の措置を図っていくよというトータル的に見ると、そういう改正内容で、それは32年度の所得、住民税課税は33年の課税通知から変わってくるよと、こういう解釈でよろしいですか。確認だけしております。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 議員のおっしゃるとおり、今回の改正についてはサラリーマンの方、年金をもらっている方については増減がございません。それ以外の所得の方については若干の減税という形になりますが、この税条例にはあらわれてきてはおりませんが、所得税のほうで給与の850万円以上の方についての限度額が下がってきますので、その方については増税になってしまうということで、これらの影響については、住民税においては33年度から影響があるよということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 10番、大嶽君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の地方税法の一部改正でございますが、働き方改革の一環として行われるということで、給与所得、あるいは公的年金等の控除の10万円引き下げ、あわせて基礎控除の10万円引き上げということであります。それに伴って個人町民税の非課税の範囲というのが見直されてまいるわけでございますが、そういう中で今回の場合はサラリーマン増税とも言われているわけでございますけれども、行ってこいという形の中で税額は変わらないよということであります。

そこでお聞きをするわけでございますが、幸田町におきましてのサラリーマンの方の人数についてお尋ねします。それと、850万円を超える給与所得者におきましては、これは増税ということでございますけれども、その人数もあわせてお聞きをしたいということと、今回の町民税関係の改正におきまして、幸田町での影響額、これはどのようになるのか試算をされておられたらお答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） まず、給与所得のある人の数でございますが、約1万8,000人の方が幸田町においては給与所得があるよということになります。

全体の人数については、全体の納税義務者自体は2万1,000人ですので、サラリーマンの方が非常に多いということになります。

それと、給与の年収が850万円を超える方につきましては、上限額が下がりますので増税という形になるのですが、町内において850万円を超える方の数については1,800人ございます。ただ、この1,800人が全員増税になるわけではなくて、扶養してみえる子どもさんがいる家庭、特別障害者を持つてみえる家庭が約1,200人程度ございますので、1,800から1,200を引いた600人の方については増税になるということになります。

それと、影響額については、平成33年度から影響がございまして、トータルで約200万円程度のプラスということになると試算をしております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の改正の中で、基礎控除の引き上げということにおきましては、長年、この基礎控除が据え置かれてきたということからすれば、今のこの基礎控除額の引き上げが実態に見合ったものであるかどうかというのは若干懸念があるわけですが、しかしながら、こうした基礎控除の引き上げによって、これから働く方を、対象者をふやしていこうという、こういう国の方針であるかというふうに思いますが、こうした中で、今回のこの基礎控除の引き上げに対する住民への周知といえますか、そういうものが4月1日から開所しましたほっと館での、この女性へのキャリアアップ支援といえますか、そういうものが行われるわけですが、そうしたことも大きなかわりがあるかということについてもお尋ねしたいと思います。

次に、固定資産税関係でございます。聞きなれない言葉で、生産性向上特別措置法という、こういう名前の法律によって、3年間の固定資産税の償却資産にかかわってはゼロにするというものでございます。これが設備投資をさせて、なおかつ生産性の向上ということにつながるよというものでございますが、実際、幸田町としては、これが事業主にとってはどのように関係してくるのか、この関係についてお尋ねしたいと思います。

次に、たばこ税の関係でございますが、1本当たり、1円ずつ3年間で引き上げるよということでございます。たばこ税につきましては、少しずつ下がってきているようでございますが、これによって、このたばこ税関係の税率引き上げによって、収益としてはどのように変化していくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 1点目の基礎控除におきましては、全ての方に影響してきますので、当然周知のほうは広報等を初め、事前に行ってまいりたいと思っております。

次に、生産性向上のほうですが、こちらのほうは実は、この前段階としてはもう28年度から、この中小企業を応援する形の償却資産にかかる、その軽減、2分の1の軽減というのが始まってございまして、そちらのほうの影響が29年度から出ております。29年度においては4社程度、約50万円弱の減税が、影響がありました。30年度におきましては、10社以上の会社において設備投資がされて、そちらのほうがちよっと非常に初年度の50万円弱からは多いわけですが、1,000万円を超える減額をしております。

それにかわるものとして、今回のこの生産性向上特別措置法による、その中小企業の応援という形で、今回改正をするわけでございますが、こちらのほうについての影響額については、試算は約400万円の減税、ゼロにすることによって400万円程度の減税になるという数字を試算しております。

たばこについては、済みません。この、ことしの10月1日から増税されますので、今年度の予算については、約400万円程度の増収を予算化しておりますが、これが段階的に上がってまいりまして、最終の値上げが平成34年の10月ですので、通年影響してくるのが平成35年度からでございますので、平成35年の段階では、現在、喫煙



者が減少しないという課程で試算しますと、約3,300万円程度の増収になってくるというところを試算してございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 固定資産関係で、中小企業支援として、この固定資産税、償却資産をゼロにするという、この措置でございますけれども、これは国の政策による支援であります。そうした点におきまして、平成29年度から実施をされているということで、ものづくりの補助金などもあるわけでございますが、こうした関係でいえば、平成29年度は450万円の減税、30年度は2,000万円の減税、そして、31年度は4,000万円程度の減税になるだろうという試算をされる中で、この町税の減少については国のほうからはあるのか、この点についてもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） もう既に先行して始まっている中小企業の応援のほうですが、28年度の影響額が4社で48万円の2分の1の軽減がかかってございます。30年度におきましては、先ほど10社以上と言いましたが13社で、1,200万円程度の減収が始まってございます。今回の改正については、約400万円の減収という試算をしておりますが、こちらのほうについては交付団体においては、この減収分の75%が補填されるわけではございますが、我が幸田町においては不交付団体でございますので、こちらの減収については、丸ごと、その減収となるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） あと、この減収分の補填ということで御質問でございますが、こちらにつきましては交付税の交付団体については、普通交付税で補填をされるということでございますので、全国の多くの市町村につきましては75%が補填されてくるということになります。本町も不交付団体ということでございますので、そういった補填は一切ございませんので持ち出しという形になるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 交付税ということで、幸田町の場合は不交付団体ということで補填がされないと。それに見合う設備投資による、さらなる増収になるという、こういう手だてがあるということで、こうした点で取り組まれるということになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 初年度3年間はゼロにするよということでございますが、3年過ぎると、新しい償却資産については税額が発生してまいりますし、また、その償却資産を新しいものを入れた場合は、そちらのほうで生産性が向上して、その企業の利益にもつながってくるというところもございますので、ゼロにすることによって、たくさんの中小企業の方が新しい設備投資をしてくだされれば、それは将来的には、その本町にとってプラスになるというふうには考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町民税の関係で今回、給与所得控除及び公的年金の控除額10万円の引き下げと、こういうことになるわけですが、そのことによって最低保障額、これは幾らになりますか。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 通常、例えば100万円の所得がある方については65万円を引いて35万円が所得になります。それが、今後は55万円となりますので、45万円ということで所得のほうプラス10万円上がってくるということになります。

今まで、通常100万円で65万円引けたものが55万円ということで、マイナス、そのサラリーマンの必要経費としては55万円が引けると。ですので、100万円から55万円引いたら45万円。今まで35万円だったものが45万円という形で、所得としては上がってくるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、最低保障額というのに関していけば、一律10万円減らすわけですね、収入については。そのことによって、最低保障額というのが65万円から55万円に引き下がると。そのことによって、じゃあ一般の関係はどういうふうに影響してくるのかということの質問でありますので、そのような形で答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 給与所得控除につきましては、今、例えばということで100万円で65万円ということを書きましたが、100万円以上の例えば200万円、300万円ですと65万円ではなくて、それよりもっと大きな必要経費が認められてきます。ですので、給与所得控除については全ての方がサラリーマンの必要経費が10万円引き下げられますので、全てのその給与所得をもらってみえる方については必要経費が下がって、そのかわりに所得としては10万円上がってしまうよということですが、この議案関係資料の1ページの（ア）に書いてございますとおり、所得は上がりますが、非課税の要件等は、それについても10万円上げますので、幅は変わらないよという調整をさせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、あなたの説明でいきますと行ってこいでプラマイゼロですよということですが、今回、それでいけば、給与所得者に対してはそういうことが成り立つであろう。給与所得控除の関係で青色申告や家内労働者の必要経費の関係も減額されておるのじゃね。減額されてきているときにどういう形でプラスマイナスゼロと、行ってこいという形で家内労働。そういうものについてはどうなのかと。増税になりませんか、こういうことなのですよ。ですから、例えば、自営業者がフリーランスで、こういう人たちは基礎控除が引き上げとなったとしても相殺はされないと。行ってこいという形にはならない。行ってこいという形にはならないということは増税になりますよと、こういう理解になるわけですが、そこら辺はいかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） まず、青色申告の特別控除については、現行、先ほど申し上げ

げた100万円が65万円だったのですが、青色申告特別控除についても現行65万円を55万円に引き下げます。ただ、基礎控除のほうも33万円から10万円上がりますので、控除額の合計自体は足して98万円、98万円には変わりませんので、それで行ってこいという形にはなりません。それと、フリーランスの方、不動産、農業のみのある方については、所得については今までどおりの計算をしますので、ただ、基礎控除が10万円アップしてきますので減税になるという形にはなりません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 行ってこいになるかならんかという議論をここでやっても余り意味はないというふうに思います。

そうした点で、次に（2）の固定資産関係に入ってまいります。生産性向上特別措置法により、町が主体的に作成した計画に基づきということであります。先ほど少し議論がありましたけれども、町が主体的に作成をする。これ以前は中小企業経営強化法と、これが実質的には終えんにしちゃった。終わったよと。それにかわるものとして、今度は市町村が主体的に作成した計画に基づいてと、こういうことに切りかわって、市町村の責任という形で出てきておるわけですが、ここら辺は具体的にはどういう形で作成をされた内容ですか。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） こちらの固定資産の、その中小企業の設備投資にかかわるものでございますが、こちらについては確かに町が主体的に作成した計画ということでございますが、こちらのほうについては、今現在は、まだこの計画そのものはありません。今後、この特別措置法のほうが6月に施行予定でございますので、それに合わせて本町におきましても、この計画を作成する、今、準備をしておりますので、その特別措置法に合わせて計画を作成していくという形になっておりますが、こちらの計画のほうについては企業立地課のほうで作成をしております。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一つは、とらぬタヌキの皮算用にならないよということであります。今、課長が答弁されたように6月に施行をしていく予定ですよ。そうしますと、この計画については市町村それぞれに計画せよよとってあめを舐らせながら、市町村計画が地域指定にならないと。地域指定にならなければ先ほど申し上げたとおり、とらぬタヌキの皮算用になりかねんですよ。そうした点で、6月に予定をしておりますよ。ただども国のほうは地域指定をしなければ、この対象にはしませんよということですが、そこら辺の見込みはどういうふうに。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 申しわけございません。その地域指定云々のところについては、私のほうでちょっと詳しくは承知しておりませんので、この場でちょっとその辺の詳しいところは申しわけございませんが、承知してございません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 国がもう既に、そういうことで6月に施行して、その地域指定をし

ますよと言いながら、地域指定が外れる場合ということも想定をしているわけです。そうしますと、認められた場合は固定資産税は3年間はゼロ、あるいは2分の1、それは今回条例、町のほうね、市町村がそれぞれの条例でその範囲を定めようよという形で今回条例が提案をされております。

そうしたときに、せっかく条例をつくっても地域指定にならなかった場合、ならなくても条例があるわけですね。条例があるときに、じゃあどうするのかと。じゃあ、そうしたときに先ほど、我が町は不交付団体でございますので、国のほうからは75%の関係は補填されなくても、私のほうはじゃあ自前でやっていきますよといったときに、地域指定が外れたときに、この条例がその前提として市町村が主体的に作成をしたというところにもたれていく。もともと、この内容が地域指定があろうとなかろうと、我が町は不交付団体でございますよと。それは外の、中がさがさやられても我が町はそのことについては影響を受けませんから、条例がきょう、成立すれば、地域指定があろうとなかろうと対処対応ができますよと。こういう内容に読み取れるわけですね。そういう理解でよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 私が聞いておるところによりますと、こちらの中小企業の応援については当然もう今既に別の形で始まってございますが、そちらのほうについても資本金が1億円以下の中小企業においては、その特定の機械について、限定して、その2分の1に軽減しているということが始まっております。それにかわるものとして、今回のこの生産性向上、生産性革命法案、それが6月に施行されるわけでございますが、こちらのほうにつきましても、基本的には中小企業は、その生産性の向上するような機械を買えば、その想定される機械であれば、すべからく減税と、ゼロにしていくというふうには思っております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 地域指定の関係でございますが、今回の生産性革命の関係で、こういった地域性を受けていくということでございますが、例えば愛知県におきましても、全市町村がこれはを受けていくということで、今のところ国のほうに報告をしておるということで、言われるように6月に国の法案が今のところ通る見込みだということで、それに向けて、今後6月までに事前審査、こういったものを受けていくと。どこの市町村もこの指定を受けられるように、そういった計画を早目につくって行って指定を受けていくということで、今のところ計画をしております。

その計画では、当然その先端設備の導入促進や目標だとか、そういった、どんな設備を設けるのかと。そういったものの趣味だとか、計画期間、こういったものをその計画の中でうたっていくということでございまして、聞いております範囲ではほとんどの市町村がこれを動かして、今のところ手続を進めておるということでございますので、本町におきましても、これ当然、国のほうに認めていただけるものというふうには解釈をしております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） せっかく条例はつくったけれども、地域指定が外れましたよと。し

かし、条例がある限り、それは実行していかないとならんだろうというふうに思います。これは基本的には大企業に対する優遇税制の中の一部門という捉え方を私はしております。そうしたときに、設備投資、いわゆる減価償却、償却資産との関係は、最低投資額が幾らなのですか。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） こちらの設備投資については、条件がございまして、まずは余り古い発売開始のものはだめですと。例えば、機械装置ですと10年以内。測定工具だったり、検査工具は5年以内の新しいものだよというところ、金額についての定めもございまして、機械装置については160万円よりも超えてないとだめだよといった形で、一定のその条件を定めて、それをクリアしたものについてゼロにしていくということをして今回の改正では行います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 設備投資イコール減価償却にかかわる問題で、それにかかわる税額がゼロ、この適用を受けますとゼロになりますよということですが、その最低投資額、これは5,000万円じゃないですか。

○議長（杉浦あきら君） 税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 申しわけございません。最低投資額については、5,000万円ということは資料には、今、先ほども申し上げた発売年数だったり、その1台当たりの金額がそれ以上だよということで、最低投資額についてのほうは済みません。今は手元に5,000万円という数字がちょっと出てこないのでも申しわけございません。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 一つ、最低投資額については存じ上げてないもので申しわけございませんが、今回のこの生産性向上特別措置法の関係は、あくまでも中小企業対象ということで、資本金が1億円以下の中小企業を対象ということになっておりまして。それと、これの目的の一つとしては先ほども議員も言われたような物補助の関係、こちらのほうを受けるためには、こちらのほうの生産性向上特別措置法の基準を満たしておらないと、そちらのほうもなかなか認めてもらえないよということで、そちらのほうについては資本金が3億円という縛りがあるということですが、ただ、物補助のほうの補助金のほうが1,000万円が上限となっておりますので、最低、変わらず5,000万円かどうかというのはちょっと承知はしてありませんが、そちらのほうの補助金も1,000万円が上限というレベルで、中小企業を支援していくという今回のこの改正ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 壁が、塗炭の苦しみ、崖っ縁に追い込まれてきているという中で、どうやって局面を打開するかと。こういうようなことの中で、盛んに3%の賃上げ、3%の物価上昇と。物価上昇は2%ですが、盛んに賃上げのことを張ってやってきた。その裏返しの問題として、中小企業が3%の賃上げを実施をする。その前提とは申しませんが、前提とは申しませんが、中小企業が最低5,000万円の設備投資をした場合の減価償却にかかわる固定資産税の関係はゼロにしますよと。あめとむちという形の

中でああやってきたときに、じゃあ先ほど申し上げたとおり、幸田町における中小企業が5,000万円以上の設備投資ということで、餌で釣ろうとしても、そんな5,000万円で設備投資なんかやれるかと、こういう状況があることは事実ですよ。100万円、200万円の設備投資、一生懸命やって、もう一桁上の5,000万円だと。こういったときに実態として我が町の中小企業が置かれている状況に合致した設備投資、あるいはそれに伴う減価償却、固定資産税というものの内容からいくと、アベノミクスが破綻をしたと。破綻をしている内容をいかにも賃上げ3%ということをちらつけながら実態として5,000万円の設備投資ができる中小企業というのは、そんなにたくさんないと我が町の状況から含めても。そういうことになってきたときに、結局この条例の内容は空文化していくのじゃないでしょうか。仏つくって魂入れずと。こういうこと、魂入れずというのは、条例はあるけれども、我が幸田町における中小企業が5,000万円以上の設備投資をする体力というものについてはどういうふうにお考えなのかということとであります。

○議長（杉浦あきら君） 答弁願います。

税務課長。

○税務課長（大須賀龍二君） 今回の生産性向上特別措置法による本町の税条例の改正でございますが、こちらのこの一定の設備投資については、対象の設備の条件がございまして、まずはその1億円以下の中小企業だよというところ。

設備投資の対象については、本町のこの設備投資の対象としては、生産性に資する指標が旧モデル費で、年平均1%以上向上するよという設備が対象でございまして、例えば、機械装置ですと160万円以上の10年以内の発売だよという条件がございまして、例えば200万円の機械装置を買えば、そちらのほうの償却にかかる税金を3年間ゼロにしたいという形での今回の改正を考えております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） それと、先ほどその3%の関係でございまして、生産性向上は今回のこの法律によって1%、機械を入れることによって1%生産性は向上すると。それともう一つ、今回のこの導入することによって、労働生産性、こちらについては平均3%以上向上するという条件の中に入っておるということで、今回のこの中小企業を支援していくという形になっておると。あと、先ほどの5,000万円ですが、コネクテッドインダストリーズ税制ということで、最低投資合計額は5,000万円というようなものも、ほかの税制の中にはあるようでございますが、今回のこちらの税制については先ほど課長が説明しましたように、機械装置であれば160万円以上、測定工具等であれば30万円以上というのが、あくまで中小企業が導入できるような機材、こういったものを対象にしておるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが10分間の休憩とします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時09分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第29号議案、幸田町都市計画税条例の一部改正についての質疑を許します。  
ありませんか。

以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより上程議案2件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ただいま議題となっております案件につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。第28号議案、幸田町税条例等の一部改正について。第29号議案、幸田町都市計画税条例の一部改正について。この2つの議案は反対する内容が同じでありますので、一括して討論をいたします。

昨年12月22日に2018年度税制改正大綱が閣議決定をされました。その最大の特徴は安倍内閣にとっての目玉政策である働き方改革を後押しする税制項目を盛り込んだことでもあります。しかも、この政府方針に従う大企業に対する褒美として、法人税の実効税率を大幅に引き下げるための減税措置との抱き合わせとなっております。今回の税条例等の一部改正は、その働き方改革の一環として、個人所得税の改正でもフリーランスや企業在宅で仕事を請け負う子育て中の助成など、さまざまな形で働く人を応援することができ、働き方改革の後押しになるとしております。しかし、給与所得控除、法的年金等控除を10万円引き下げする。そして、その基礎控除は10万円引き上げする。個人町民税の非課税範囲を見直すというものであります。影響はないというもの、わずかな基礎控除の引き上げは看板倒れであります。年収850万円を超えるサラリーマンにとっては増税となるものであります。

生産性向上特別措置法による固定資産税の償却資産の軽減をすることで、ものづくりを支える中小企業支援につながるというものであります。より使いやすいものづくり補助金となるようにすべきであります。たばこ税の増税など、消費税増税を前にしての国民負担をふやす項目をさまざまな分野で盛り込んでいると指摘をし、反対討論といたします。

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は起立により行います。

初めに、第28号議案、幸田町税条例等の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第28号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第29号議案、幸田町都市計画税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第29号議案は、原案どおり可決されました。

ここで、理事者におかれましては一時退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

福祉産業建設委員会委員長及び議会広報特別委員会副委員長が空席となっておりますので、互選をお願いいたします。

最初に福祉産業建設委員会委員長選出をお願いし、福祉産業建設委員会が終了後、議会広報特別委員会副委員長選出をお願いします。

会場は、両委員会とも第2委員会室であります。

各委員長は、役員の選出結果を議長まで報告願います。

それでは、各委員は第2委員会室への移動をお願いいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長(杉浦あきら君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に福祉産業建設委員会委員長及び議会広報特別委員会副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

まず、福祉産業建設委員会委員長、浅井武光君。

次に、議会広報特別委員会副委員長、水野千代子君。

以上であります。



日程第5

○議長（杉浦あきら君） 日程第5、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の補欠選挙を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。

蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に浅井武光君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました浅井武光君を蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました浅井武光君は、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました浅井武光君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選告知をします。

ここで、お諮りします。

この後、本日、出席を求めた理事者のほか、全ての次長以上の理事者のもとで、福祉産業建設委員会委員長の御挨拶をいただきたいと思います。

本日、出席を求めた理事者以外の次長以上の理事者の入場を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、本日出席を求めた理事者以外の次長以上の理事者の入場を許可することに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。

ここで、出席を求めた理事者及びそれ以外の次長以上の理事者に入場をしていただきます。

なお、小野教育長は全国町村教育長会に出席のため、本日の会議を欠席されますので御了承ください。

[理事者入場]

休憩 午前10時33分

---

再開 午前10時35分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

本日の臨時会において、決定した福祉産業建設委員会委員長、議会広報特別委員会副委員長、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員については、お手元に配付した名簿のとおりであります。

ここで、福祉産業建設委員会委員長、浅井武光君から御挨拶をお願いいたします。  
9番、浅井君。

[9番 浅井武光君 登壇]

○9番（浅井武光君） 皆さん、こんにちは。

先ほど福祉産業建設委員会におきまして、委員長に推挙され、務めさせていただくことになりました浅井であります。よろしく願いをいたします。

職責の重さに身の引き締まる思いであります。取り組むべき課題は山積しておるといふふうに認識をしております。住民の福祉向上のために全力を尽くしてまいります。よろしく願いをいたします。

議員各位におかれましては、御指導、御協力をお願い申し上げ、簡単でありますけれども御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いして終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（杉浦あきら君） ありがとうございました。よろしく願いいたします。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これにて、平成30年4月13日に招集された第1回幸田町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時39分

○議長（杉浦あきら君） 閉会に当たり、町長職務代理者の挨拶を行います。

副町長。

○町長職務代理者副町長（成瀬 敦君） 平成30年第1回幸田町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては早朝より御出席いただき、終始御熱心に御審議をいただき、私どもが提案をさせていただきました全議案とも議決賜り、心から感謝、お礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたし、適正な執行、運用に努めてまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、5月には各常任委員協議会をお願いしたいと考えております。

なお、私ごとではありますが、幸田町長職務代理者副町長、成瀬敦は4月30日をもって、一身上の都合により退職することを幸田町議会議長に4月10日に申し出をさせていただきました。幸田町長職務代理者の後任につきましては、企画部長となりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

最後に議員各位におかれましては、何かと御多用のことと存じますが、町政発展のために特段の御指導、御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦あきら君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長時間にわたり、熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力をいただき、まことにありがとうございました。

これにて散会とします。

散会 午前10時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年4月13日

議 長

議 員

議 員